

全自交各地連・地本執行委員長 殿

全自交労連 2023春闘 中央闘争委員会

中央闘争委員長 溝上 泰央

2023春闘を闘い抜く上でも、会社に事業実績の報告をさせることはとても重要です。事業実績が改善されていれば、それに応じた適正な配分を求め、改善が見られなければ営業施策を含めた今後の事業方針についての議論が必要です。

この度、自賠責保険の基準料率が改定され、タクシー・ハイヤー車両が該当となる「営業用乗用自動車」の各区分において、令和5年度の保険料は下記の様になります。12ヵ月契約の場合、「区分A」で年間 15,020円、「区分B」で年間 11,760円、「区分C」でも年間 8,770円減額となります。

これらの必用コストの減額分においても春闘原資とし、労働者に還元するよう事業者に求めていきましょう。

車種ごとの自賠責保険料（12ヵ月の場合）

単位 円

車種区分	令和4年度	令和5年度	差額
区分 A	93,120	78,100	△15,020
区分 B	74,260	62,500	△11,760
区分 C	56,830	48,060	△8,770

※区分A 東京特別区・大阪市域・名古屋市・京都市・横浜市・神戸市・川崎市・札幌市
北九州市及び福岡市に使用の本拠を有するタクシー。

札幌市・北九州市及び福岡市に使用の本拠を有するハイヤー

※区分B 上記以外のタクシー及び区分A・C以外のハイヤー

※区分C 東京特別区・武蔵野市・三鷹市・大阪市域・名古屋市・京都市・横浜市
神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー